

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	事業年度	平成29年4月1日～平成30年3月31日
-----	-------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	1,167,000 円
受取寄附金	1,003,550 円
受取助成金等	225,188 円
公益事業収益	412,492 円
公益委託事業収益	3,050,956 円
公益その他事業収益	0 円
受取利息	89 円
雑収益	6,601 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	5,865,876 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
総会記念講演会講師料	32,519円	講師謝金 18,000円、交通費 4,400円 お礼品 10,119円
基礎講座講師料他	15,999円	講師謝金 0円、交通費 2,400円、昼食 茶菓代 3,480円、お礼品 10,119円
エアロビ教室講師料	55,000円	@5,000円×11回
キャンプ等講師お礼他	35,648円	謝金 30,000円、交通費 2,000円、お 礼品 3,648円
ペアレントメンター事業謝金他	748,907円	講師、運営委員謝金 187,950円(4人)、 講師、運営委員交通費 48,630円(4 人)、メンター報酬 355,960円(15人)、 メンター交通費 153,670円(22人)、昼 食茶菓代 2,697円
講演会 (6/11)	70,000円	正会員・学生 500円 一般 1,000円 参加 78名
基礎講座 (7/16)	110,500円	正会員・学生 500円 一般 1,000円 参加 116名
地区活動	60,100円	エアロビ参加費 500円 参加 83名、 クリスマス会 (東部 600円 参加 31 名)
キャンプ(9/23、24)	158,000円	参加費 3,000円 ボランティア参加費 2,000円 (正会員・学生 1,000円) 参加 74人
発達的气になる子の家族サポート事業 (11/19、1/21、2/25)	7,000円	参加費 700円 参加 10人

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
鳥取県	鳥取市東町1丁目220	3,275,144円	委託金、補助金
		100,000円	寄附金
		80,000円	寄附金
		80,000円	寄附金
		50,000円	寄附金、サポート会費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
日本自閉症協会	東京都中央区明石町6-22	507,800円	負担金、
		360,000円	家賃
日本郵便	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	271,032円	郵送代
中国電力鳥取営業所	鳥取市新品寺町1-6	222,269円	電気代
NTTファイナンス	東京都港区港南1-2-70	193,308円	電話等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当なし					

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	貸付資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
	理事		2017.8.28 他	58,355 円	交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)、ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、早期相談モデル事業@1,290 円/H)
	理事		2017.5.5 他	1,980 円	交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)
	理事		2017.4.3 他	1,047,452 円	給与、ペアレントメンター運営委員会他交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)、ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、早期相談モデル事業@1,290 円/H)
	理事		2017.7.12 他	11,465 円	交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)、ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H)

	理事		2017.5.5 他	71,195 円	交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)、ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、早期相談モデル事業@1,290 円/H)
	会員		2017.7.13 他	95,900 円	ペアレントメンター事業講師謝金 @60,000 円/H、運営委員会謝金@8,900 円/回、交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)
	会員の妻		2017.6.24	20,150	講演会謝金、交通費
	会員		2017.7.25 他	38,405 円	交通費@10 円/km (委託・補助金は@25 円/km)、事務局当番 600 円/日、ペアレントメンター事業謝金 ((活用事業@800 円/H、、早期相談モデル事業@1,290 円/H)
	会員		2017.9.26 他	25,890 円	交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)、事務局当番 600 円/日、ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、早期相談モデル事業@1,290 円/H)

	会員		2017.2.13 他	1,3620 円	交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km) 事務局当番 600 円/日、ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、早期相談モデル事業@1,290 円/H)
	会員		2017.8.14 他	46,480 円	交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)、ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、早期相談モデル事業@1,290 円/H)
	会員		2017.4.26 他	1,016,234 円	給与、ペアレントメンター事業他交通費@10 円/km (委託、補助金は@25 円/km)、早期相談モデル事業@1,290 円/H、活用事業@800 円/H
	会員		2017.12.11 他	12,670 円	ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、早期相談モデル事業@1,290 円/H)、交通費 (委託、補助金@25 円/km)
	会員		2017.8.21 他	9500 円	ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、早期相談モデル事業@1,290 円/H)、交通費 (委託、補助金@25 円/km)
	会員		2017.8.14 他	111,850 円	ペアレントメンター事業謝金 (活用事業@800 円/H、)、交通費 (委託、補助金@25 円/km)

	会員		2017.8.14 他	1,900 円	ペアレントメンター 事業謝金（活用事業@ 800 円/H）、交通費 （委託、補助金@25 円/km）
	会員		2017.7.16	450 円	基礎講座交通費（@10 円/km）
	会員		2017.8.28 他	18,700 円	ペアレントメンター 事業謝金（活用事業@ 800 円/H）、交通費 （委託、補助金@25 円/km）
	会員		2017.12.11	300 円	交通費@10 円/km（委 託、補助金@25 円 /km）
	会員		2017.4.21 他	137,585 円	給与、事務局当番交通 費 600 円/日
	会員		2017.8.28 他	54,000 円	ペアレントメンター 事業謝金（活用事業@ 800 円/H、早期相談 モデル事業@1,290 円 /H）、交通費（委託、 補助金@25 円/km）
	会員		2017.5.5	1,300 円	理事会等交通費（@10 円/km）
	会員		2017.8.28	625 円	ペアレントメンター 事業謝金（活用事業@ 800 円/H、早期相談 モデル事業@1,290 円 /H）、交通費（委託、 補助金@25 円/km）
	会員		2017.8.28 他	43,720 円	ペアレントメンター 事業謝金（活用事業@ 800 円/H、早期相談 モデル事業@1,290 円 /H）、交通費（委託、 補助金@25 円/km）
	会員		2017.9.23	10,000 円	キャンプ謝金

	会員		2017.6.11	2,250 円	交通費 (@10 円/km)
	会員の夫		2017.5.12	1,300 円	理事会等交通費 (@10 円/km)

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
3 人	2,106,576 円

認定基準等チェック表 (第3表)

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	27年4月1日～28年3月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㊹	28年4月1日～29年3月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㊺	29年4月1日～30年3月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㊻	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㊼	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申	請 時	7人	0人	0%	2人	28.5%

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		7人	7人	7人	人	人	7人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人	2人	人	人	2人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
乾 和子		理事		○	○	○			○	(就任)平成20年5月15日(現任)
杉本 洋子		理事		○	○	○			○	(就任)平成20年5月15日(現任)
南前 素子		理事	特 定 法 人 の 役 員 等	○	○	○			○	(就任)平成20年5月15日(現任)
入江 ゆみ子		理事	特 定 法 人 の 役 員 等	○	○	○			○	(就任)平成20年5月15日(退任)平成30年6月23日
小松しのぶ		理事		○	○	○				(就任)平成24年

㊦ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会の定款第28条に各正会員の表決権は平等なるものとする規定						

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載および添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㊦ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳 公益事業 福祉サービス事業	フラットファイル リングファイル	随時	7年
総勘定元帳 公益事業 福祉サービス事業	フラットファイル 総勘定元帳バインダー	毎月	7年
振替伝票 ・仕訳帳	フラットファイル パイプファイル	随時	7年
月別給与一覧表； 公益事業 福祉サービス事業	綴込表紙 フラットファイル	毎月	7年
領収書；公益事業 福祉サービス事業	パイプファイル 板目表紙	随時	7年
仕訳帳；公益事業 福祉サービス事業	パイプファイル フラットファイル	随時	7年
会員名簿	クリアファイル	随時	7年
寄附者名簿	パイプファイル	随時	7年

記載要領

- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

⑤ 認定有効期間内に2回目以降の申請を行う場合には、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員報酬の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
該当なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
2 役員の親族等 ^(注2) である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
該当なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	平成29年4月1日～30年3月31日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
3人	2,106,576円		

(注意事項)

- ・「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">同 意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(○) する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同 意		(○) する	しない
同 意						
(○) する	しない					
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 ✓			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
(有) ・ 無	(有) ・ 無	(有) ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ (無)
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 ✓		
事業年度	4月1日～3月31日	設立年月日	平成20年5月15日

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	----------------------------------	--------------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	--------------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input type="radio"/>

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
---	---	--------------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>